

岩手県公安委員会告示第10号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定に基づき、次のとおり同条第1項の運転免許取得者等教育が同項各号のいずれにも適合している旨の認定を取り消した。

令和8年9月4日

岩手県公安委員会

委員長 谷 村 邦 久

- 1 運転免許取得者等教育を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 花北興産有限会社
 - (2) 住所 北上市飯豊24地割75番地2
 - (3) 代表者の氏名 佐藤 博文
- 2 運転免許取得者等教育に使用する施設の名称 花北モータースクール
- 3 運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地 北上市飯豊24地割75番地2
- 4 運転免許取得者等教育の課程の区分 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第1号、第2号、第3号、第4号、第6号及び第8号に掲げる課程
- 5 運転免許取得者等教育の課程の名称 四輪車課程、二輪車課程、高齢者講習同等課程、高齢者課程、更新時講習同等課程及び総合課程
- 6 取消しをした年月日 令和8年7月8日